

小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻コース等会議規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 大学院商学研究科現代商学専攻（以下「専攻」という。）の教育，研究指導及び運営等に関する事項を検討するため，コース会議及びアカデミック・トレーニング等担当教員会議を置く。ただし，博士後期課程に関する事項は，当分の間，研究科長の定めるところにより行うものとし，この規程は適用しない。

(コース等)

第2条 「コース」とは専攻に設けられた，経済学コース，国際商学コース，企業法学コース，社会情報コースの4コースをいう。

2 「アカデミック・トレーニング等」とは，アカデミック・トレーニング科目（「研究方法論」を除く）及びコース共通科目をいう。

(組織)

第3条 コース会議は各コースの授業科目を担当する専任の教員，アカデミック・トレーニング等担当教員会議はアカデミック・トレーニング等を担当する専任の教員をもって組織する。

(委員長等)

第4条 コース会議及びアカデミック・トレーニング等担当教員会議に委員長を置き，当該会議の構成員のうちから選出する。

2 委員長は，会議を主宰する。

附 則

1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

2 小樽商科大学大学院コース会議規程（平成5年4月1日制定）は，廃止する。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。